

# ワンランク上のまちづくり

地方分権改革が進展する中で、市民に身近な基礎自治体として、市にはきめ細かな行政運営や特性を活かした独自のまちづくりが求められています。

そこで、中核市移行後は、既存の権限を活用するとともに、国の制度を活用し、さらなる権限の移譲を求めています。

# 中核市市長会への加入

「中核市市長会」では、地方分権に関する共通課題の調査・研究を進め、国や関係機関に対し、政策提案や意見表明を実施しています。中核市移行後は、中核市市長会に加入し、国などに対する提言の機会が増えます。

また、中核市市長会の災害相互応援協定の締結により、災害時に他の中核市から食料・飲料水・生活物資の提供や職員の派遣を受けることが可能に。中核市移行により、各市との連携強化が図られることとなります。



# 全国の 中核市

- |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| ① 函館市  | ⑪ 川崎市  | ⑲ 豊田市  | ⑳ 和歌山市 | ⑳ 宮崎市  |
| ② 旭川市  | ⑫ 船橋市  | ㉒ 大津市  | ㉓ 倉敷市  | ㉔ 鹿児島市 |
| ③ 青森市  | ⑬ 柏市   | ㉕ 豊中市  | ㉖ 福山市  | ㉗ 那覇市  |
| ④ 盛岡市  | ⑭ 横須賀市 | ㉘ 高槻市  | ㉙ 下関市  |        |
| ⑤ 秋田市  | ⑮ 富山市  | ㉚ 枚方市  | ㉛ 高松市  |        |
| ⑥ 郡山市  | ⑯ 金沢市  | ㉜ 東大阪市 | ㉝ 松山市  |        |
| ⑦ いわき市 | ⑰ 長野市  | ㉞ 姫路市  | ㉟ 高知市  |        |
| ⑧ 宇都宮市 | ⑱ 岐阜市  | ㊱ 尼崎市  | ㊲ 久留米市 |        |
| ⑨ 前橋市  | ⑲ 豊橋市  | ㊳ 西宮市  | ㊴ 長崎市  |        |
| ⑩ 高崎市  | ㉑ 岡崎市  | ㊵ 奈良市  | ㊶ 大分市  |        |

## 八王子市 越谷市

※平成27年4月移行

# 平成27年4月 誕生!



## 中核市になってよかったと 実感していただくために

中核市は、人口規模の大きな市が都道府県の事務を行う制度のひとつです。

平成27年4月に移行し、東京都が行っている福祉・都市計画・環境分野などの事務権限の一部を八王子市で行います。より地域の実情を反映させて事務を行うことができるようになり、市の自立性が高まります。中核市移行をきっかけに、一層「活力ある魅力あふれるまちづくり」を進めます。



八王子市のホームページでも中核市について紹介しています。

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/seisaku/chukakushi/>

Facebook ページもあります。(八王子市自治推進)

<https://www.facebook.com/hachioji.jichi>



ホームページ



Facebook

# 中核市に移譲される事務の活用

八王子市は、中核市に移行して様々な事務を行うことにより、このようなまちの姿になります。



## 文化財

市が発掘された埋蔵文化財を警察署長から受領し、文化財の認定を行います。また、市内にある重要文化財の公開や型取りなどの作業に対する許可等を行います。

➡ 数多くの文化財認定を経験することで文化財に関する知識が深まり、出土品の展示を行う等、多くの文化財の情報を発信します。また、重要文化財に関する許可権等を持つことにより、市内にある国の重要文化財について、価値や魅力を発信します。

## 屋外広告物

屋外広告物に関する相談、許可、指導、監督が市に一元化されます。

➡ 市が景観計画との連携による屋外広告物の規制を進めることで、地域のまちなみと調和した屋外広告物の表示が実現します。

## 宅地開発

宅地の造成等に関する相談、許可、指導、監督が市に一元化されます。

➡ 事前協議から開発許可、建築まで市が一体として対応することで、市内の地域・地形に配慮したきめ細かな対応が可能となり、災害に強い安全・安心なまちづくりが実現します。

## 特定計量器（はかり）

市が特定計量器の定期検査を実施することで、計量に関する情報を発信し、相談等の対応を行います。また、市内事業者との接点が増えるため、情報提供や情報収集の機会が増えます。

➡ 市がはかりの啓発を積極的に行うことで、市民の消費者知識が増え、より安心な消費生活につながります。

## 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム

市が養護老人ホーム・特別養護老人ホームに施設職員の虐待防止研修の受講や成年後見制度の活用支援を義務付けた独自の基準を設定します。

➡ 独自基準により利用者の尊厳が保たれたサービスが提供されることで、安全・安心な生活環境の整った社会が実現します。

## 身体障害者手帳

身体障害者手帳に関する申請の受理、審査、交付など一連の事務が市に一元化されます。

➡ 申請から交付までの期間が、約1か月半から約2週間に短縮されます。

## 教職員研修

市が研修を行うことで、児童・生徒、教職員の現状に応じた研修の立案・実施が可能になり、教職員の資質や能力の向上を図り、児童・生徒の能力に応じた質の高い授業を提供します。

➡ 市民との協働による学校教育、生きる力を育む学校教育を推進します。

## 廃棄物処理業

既に担っている一般廃棄物に関する事務とあわせて、廃棄物行政全般を市が一元的に管理します。

➡ 市民からの相談や苦情に対し、迅速できめ細かな対応が可能になり、より市民の生活環境に配慮した適正な廃棄物処理が実現します。

## 動物愛護

飼い主の遵守事項として、犬の排せつ物処理を義務付けることや猫の室内飼い、動物の終生にわたる飼養、動物への名札等の装着に努めることを定めます。

➡ 動物愛護精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持することで、人と動物との調和のとれた共生社会が実現します。

## 保育所

市が、保育所の設置認可、指導監査を行うことにより、事業者・利用者に対し迅速できめ細かな対応が可能となります。

また、独自の基準として、国に比べ、子ども一人当たりの乳児室の面積を広くし、子どもの人数に対する保育士数を増やすとともに、食事の施設内調理・子育て相談を義務化します。

➡ 保育の質の向上や良好な保育環境を確保します。

